

## 利用者への権利侵害事案⑫

### 【事 案】

職員による利用者の預り金着服 2 件（約 40 万円・約 1,530 万円）

### 【事案の概要】

共同生活介護事業所に生活支援員として勤務していた 20 代の非常勤職員が勤務を開始してから約 1 年 3 か月の間に利用者 8 人の預り金から計 70 件、総額約 40 万円を着服していた。

また、後日、上記事案の調査を行っている段階で、別の非常勤職員（20 代）による新たな着服事案が発覚した。同事業所に生活支援員として勤務していた当該職員は、勤務していた約 5 年間の間に計 18 人の利用者から、およそ 1,530 万円を着服。法人が調査した額と着服した当該職員側、被害者側との間に認識の相異があるが、被害者側も早期の解決・返済を求めていることから、原則、被害者、加害者の合意を得ることを前提とし、一旦は法人の調査額をもって被害者に支払った。着服していた当該職員は両名とも解雇となった。

### 【発生に至ってしまった背景（考察）】

法人には預り金管理規則及び同管理要領があったものの、当該事業所においては利用者から現金で預かった給料等の入金確認などの管理が徹底されていなかった。さらに一部の利用者からは、正式な管理依頼を受けないまま通帳と印鑑を預かり、給料の入金や小遣い等の出金が行われていた。また、法人内の他の共同生活事業所でも原則は利用者の自己管理としながらも職員が管理していたケースが散見された。このことから「自己管理できる」利用者の判断基準がなく担当者に任せられていたこと、預り金のチェック体制や内部牽制が機能していなかったことが本事案への発生要因になったと考えられる。5 年以上にわたって着服が表出せず、また預り金管理規則及び管理要領があったにもかかわらず要領の周知・徹底と自己管理の捉え方が不明確であったことは大きな課題であった。